県報の正誤(令和三年六月八日山口県告示第二百五号)………………………………………………六

直接請求に必要な有権者の数…………………………………………………………………………………………四 〇公告

口

山口都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課) 

山

○告示

年

山口県告示第二百十二号 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定により、 |年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

令	和	3	1
Ć	月	15 I	$\exists$
(	火睛	星日	)

三一句修の受請料	公共則量の実施(
	令和三年クリーニング師試験の実施(生活衛生課)
令和三、 八、二九(日曜日) 下関市Jナイラレプ	公告
	道路の位置の指定(建築指導課)
期日及び開催場所	解除予定保安林(宇部市)(森林整備課)
住所 東京都港区新橋六丁目八番二号	令和三年度クリーニング師研修の指定(生活衛生課)
名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター	
一 研修の主催者	*******************************
Щ	目次
令和三年六月十五日	*************
次の研修を令和三年度におけるクリーニング師の研修と	

山口県知事

村

尚

嗣

政

下関市リサイクルプラザー関市古屋町一丁目一八番一号

五千円

#### 山口県告示第二百十三号

安林の指定を次のとおり解除する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、 保

令和三年六月十五日

山口県知事

村

岡

嗣

政

解除予定保安林の所在場所

保安林として指定された目的 宇部市大字小野字下舛淵二三九六四の二、二三九六四の三、二三九六五の二

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

県

(定期)

#### 山口県告示第二百十四号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和三年六月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

·四令和三、二六	三四・四	六・〇	七の一	5140	一七及び	二六〇六の一七及び一六〇七の	<b>丁</b> 目	光市光井七丁目
指定年月日	(メートル)延	(メートル)	地	番	び	及	名	地



(一五七) 令和三年クリーニング師試験の実施

三年クリーニング師試験を次のとおり実施します。 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号) 第七条第一項の規定により、

令和三年六月十五日

 $\Box$ 

山口県知事 村 岡 嗣

政

試験の日時及び場所

(--)

日時

令和三年九月五日

(日曜日) 午前十時三十分から

山

山口市吉敷下東三丁目一番

 $(\Box)$ 

場所

山口県総合保健会館

試験の内容

学科試験

衛生法規に関する知識

公衆衛生に関する知識

2

3 洗濯物の処理に関する知識

技能試験

- 1 洗濯物の処理に関する知識
- (2) (1) 薬品の鑑別
- 繊維の識別
- 絵表示の判別
- 2 洗濯物の処理に関する技能

白無地カッターシャツ(木綿一〇〇パーセントのもの)のアイロン仕上げ

受験資格

 $\equiv$ 

り同条に規定する者とみなされる者を含む。) グ業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百五十四号)附則第五項の規定によ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(クリーニン

受験願書の受付期間

月二十六日までの消印のあるものは、有効とする。) 令和三年七月五日(月曜日)から同月二十六日(月曜日)まで(郵送の場合は、七

五. 受験願書等の提出先

県内に居住する者

当該住所地の市役所 住所地を所管する保健所(萩市又は山陽小野田市に住所地がある者については、

県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

提出書類

- 受験願書
- 履歴書
- 受験資格があることを証明する書類
- に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、 裏面には、 撮影年月日及び 出願前六月以内
- 受験手数料

氏名を記入すること。)

証紙には、消印をしないこと。 八千五十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入

- 合格者の発表
- 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- 点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得

九 その他

旨を知事に申し出ること。

のもの)を同封すること。 又は山口市滝町一番一号 る場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書し、 た宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートル 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所、萩市役所、 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求す 百二十円分の切手を貼っ 山陽小野田市役所

便で問い合わせる場合は、 は山口県環境生活部生活衛生課(電話○八三−九三三−二九七○)にすること。郵 この試験についての問合せは、最寄りの保健所、 た宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。 往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼っ 萩市役所、 山陽小野田市役所又

(一五八) 公共測量の実施

第一項の規定により、 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 広島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありまし

令和三年六月十五日

口

山口県知事 村 岡

嗣 政

作業の種類

柳井市、大島郡周防大島町並びに熊毛郡上関町、

田布施町及び平生町

作業の期間

三

Щ

作業の地域

公共測量(空中写真測量

令和三年五月二十七日から令和四年三月十一日まで

(一五九) 山口都市計画道路の変更の案の縦覧

ŋ, 画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によ 都市計画法 当該変更に係る山口都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、 山口都市計

令和三年六月十五日

山口県知事 村 圌 嗣 政

> 山口都市計画道路三・四・六桜畠大歳線 都市計画の種類及び名称

都市計画を変更する土地の区域

山口市下竪小路、大市町、大殿大路及び堂の前町

三 変更の内容

区域及び構造の変更

几

令和三年六月十八日から二週間 都市計画の案の縦覧期間

五. 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

都市計画の種類及び名称

山口都市計画道路三・五・十六太刀売上竪小路線

都市計画を変更する土地の区域

山口市東山二丁目、 大市町、堂の前町、 下竪小路、 大殿大路、野田及び上竪小路

路線の廃止 変更の内容

 $\equiv$ 

几 都市計画の案の縦覧期間

令和三年六月十八日から二週間

五. 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

(一六O) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和三年六月十五日

山口県知事 村 岡 嗣

政

事務を担当する課の名称及び所在地 会計管理局会計課 山口市滝町一番 号

契約に係る特定役務の名称及び数量 会計管理局電子入札システム構築業務 一式

 $\equiv$ 契約の相手方を決定した手続

 $\equiv$ 

213 号

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地四 契約の相手方を決定した日 随意契約

六

一億千五百七十万七千九百十一円

随意契約によることとした理由

七

第三百七十二号)第十一条第一項第二号に該当するため地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

契約担当者

八

山口県知事 村岡 嗣政

# 山口県選挙管理委員会告示第三十九号

県

て得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。 で得た数とを合算して得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とで得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とで合算して得た数)は、次の表のとおりである。

山

口

令和三年六月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

	廃の請求県条例の制定又は改	直接請求の種類	
	条第一項 地方自治法第七十四	根拠規定	
	111	必要な有権者の数	
     	二、九二七		

の請求 の請求 の請求	の委員の解職の請求委員又は公安委員会は監査は副知事、県の選挙管	知事の解職の請求	の請求の議員の解職	県議会の解散の請求	する監査の請求県の事務の執行に関
律第八条第一項 及び運営に関する法 地方教育行政の組織	<b>*</b>	条第一項地方自治法第八十一	第一項地方自治法第八十条	条第一項地方自治法第七十六	条第一項地方自治法第七十五
			上周山周美柳長光岩下防萩山宇下 関防陽南祢井門市選市市市出級市市市選所 市市市市選挙 和澤澤軍 東面市 地區選選 第四 東面市 地區選選 第四 東面市 選選選 第四 東面市 選選 第一 東面市 選 東面 第一 東面 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第		
	二四三、		一三 一三一三一五四七 八四七九六八九四八五二四二五二	二四三、	
	二九二		四五二七八九五三八七〇二九八六 六八二四四二六〇七二四八八七八 一七九四八一六一四〇二一八二二	二九二	

### 山口県選挙管理委員会告示第四十号

あった政治団体の名称等は、次のとおりである。
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出が

令和三年六月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

立憲民主党山口県第2区総支部	自由民主党山口 県柔道整復師連 盟支部	政治団体の 名
加藤	藤本	代表者の 氏
多	義秀	者の名
姫野	野中	会計の者
敷子	弘仁	会計責任 者の氏名
柳井市伊陸5258	山口市小郡下郷232/の 5	主たる事務所の所在地
イストの上以 / 日本の日本の日本の区域単位の区でしたいないになる できる (力 なん ) とる (力 ) といる (力 ) と		その他の事項
» » 2/	令和3、 5、20	備 (届出) 年月日)
2/	20	

県

口

#### "未来志孝"やまへた 大來 尚順 則安聡一郎 山口市徳地堀/754 党)の支部 1 19

## 山口県選挙管理委員会告示第四十一号

あった政治団体の異動事項は、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 次のとおりである。 第七条第一項の規定による届出が

令和三年六月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

砂田まさかず後援会

河合

義博

砂田

京子

大島郡周防大島町大字日前/720

4,

8

5

3

4, 30

ΩX

きの正宏後援会

先野

正宏

先野

和枝

長門市俵山5055の3

公認会計士による林芳 正後援会

水谷

芳昭

水谷

公威

周南市速玉町2番6号

井上孝志後援会

難後

픠

三五

教雄

美祢市美東町大田2408の /

令和3、 5、23

政治団体の名称

代表者の 氏

会計責任 者の氏名

主たる事務所の所在地

解 年月日

•	吉永よしこを 青てる会	吉永よしこ後 援会	名称	吉永 美子	吉永よしこ後接会
,,	* *	" "	"	相本 久繁	藤道健二後接会
, ,	萩市大字土原 490の 6	萩市大字土原 343の6	事務所	藤道 健二	萩の未来ネットワーク
11	金野 奉晴	丸山 敬喜	代表者	丸山 敬喜	竹村かつし若獅子会
"	萩市大字土原 /04の 2	萩市大字土原 343の 6	事務所	中村剛太郎	暮らし満足度日本一の萩を 実現する会
5 , /7	中本原古	*	会計責任者	E H X	(5) 题   27   23   25   25   25   25   25   25   25
	岡田 勝之	田中隆太郎	代表者	日日子塚十二	人對於田內對河
(年月	田	举	共助丰农	<b>开</b>	及合国等の企業
無田	内容	異 動	#	代表者の	学 田 本 そ 々

山

## 山口県選挙管理委員会告示第四十三号

があった資金管理団体の異動事項は、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出 次のとおりである。

令和三年六月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

			_
吉永	藤道	の異り田穂のおりの名との名と	(H)
美子	健二	当事場の国出や	臣
吉永よしこ後援会	萩の未来ネットワーク	資金管理団体の名称	
名	##	畔	
	務	動	
蓉	疋	車	
おがれる		Nh.	≖
よしこ後	完土原	捲	動
吉永よし青てる会	萩市大字 490の6	田	人
14 (1	字土原		谷
11	令者	(単)	企
26	13,	月 里)	*

## 山口県選挙管理委員会告示第四十二号

があった解散等に係る政治団体の名称等は、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による届出 次のとおりである。

令和三年六月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

資金管理団体の届出 をした者の氏名

貧

争

胍

Ш

4

Ŕ 9

夕

## 山口県選挙管理委員会告示第四十四号

があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出

令和三年六月十五日

口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

Ш

称 備 (資金管理団体でな) (くなった年月日 )